

明治五年

工部省ヨリ英商ブライキストン之蒸気船ヲ薩ト石炭買入
トシテ岩内港ニ回航一件

外務省

3-0004

0010

新

新

工部省

本省自出飛沈渡疆山察於
多分三石炭入用ニ付開拓使
管轄所後志國山石炭
為買入函館在當英高ゲライ
キストンミ達氣船産上岩内港
美向安乾多リ港外玉松港
泊免状係係有之及

工部省

及匠揚人

工部省代理

壬申七月二日

佐野常民

副島外務卿殿

五月廿六日

ちの工部は

かゝる通う角

之世新

印

御刺

其家了口隠
内五由中清上
口隠其多佳
有し形及向状
相及之規則
佳察限之唐史
三六 藤原建中

此の法中紙、為る券買入函
波を向美音ブライキフリン
船倉上、若由港に、由之
情、云ふなり、も、か、く、運
に、新、儀、に、し、る、形、者、に、
中、の、あ、り、の、因、る、を、
外務省

壬申七月に、副官持参

依野幸氏

宣和二年



廣省出然統渡嶺山寮松石
 炭每分入用有之方為買入の玉
 形在在少海邊後志國山岩内港に
 一港津海致其自免状之儀
 宣和二年院申宣和三年四月省
 内河決未成其子と存其執多
 不日出帆之積其石免状
 至急の渡りて其形及此揚
 宣和三年四月
 代
 新從五位
 副島外務卿俊

工部省

庚子年九月九日

源刻

函波在留美國商人ブライキストン所持
の証書及び之類者行方
不明に為るに及んで其等
港に在りしもの係りて在り
如回候可也

庚子年九月九日 外務省

外務省

左記

御新

史官

別紙より工部省より
申付間物申上候に依り可

有之由也

三申七月

史官

外務省

申

太政官

御合

